



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

上場会社名 株式会社コモンウェルス・エンターテインメント

代表者 代表取締役社長 柳田 隆仁

(コード番号 7612)

問合せ先責任者 経理部長 岩崎 哲也

(TEL 03-3568-5020)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により新たに創設された監査等委員会設置会社に移行すること及び「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 38 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

監査等委員会設置会社に移行することにより、社外取締役 2 名を含む監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能の更なる強化及びコーポレート・ガバナンスの充実を目指してまいります。

(2) 移行の時期

平成 27 年 6 月 26 日に開催を予定している第 38 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ①「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)による改正後の会社法が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、所要の変更を行うものであります。
- ②業務執行を行わない取締役について、新たに責任限定契約を締結できるようにして、適

切な人材の招聘を可能にするとともに、その期待される役割を十分に発揮できるよう、
所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 27 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日（予定） 平成 27 年 6 月 26 日

以 上

<別紙>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条(条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>第5条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、5名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条(現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人</p> <p>第5条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、5名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p>

<p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条(条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第27条(条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>第22条 取締役会は、<u>監査等委員以外の取締役の中から、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. 取締役会は、<u>監査等委員以外の取締役の中から、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第23条(現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条(現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の委任)</u></p> <p>第26条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第28条(現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p><u>(取締役の責任限定)</u></p> <p>第30条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

<p>(任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第35条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規程) 第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬) 第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員) 第31条 監査等委員会はその決議により、常勤の監査等委員若干名を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第32条 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。</p> <p>2. 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規程) 第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか</p>

<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第39条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第40条～第43条(条文省略)</p>	<p>か、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第34条～第35条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第36条～第39条(現行どおり)</p>
--	---